

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止に向けた緊急事態宣言を受けて ～精神保健福祉士として子どもと家族をはじめ支援を要するすべての人を支えましょう～

新型コロナウイルス（COVID-19）感染の再拡大のなか、日々奮闘されているすべての皆さまに敬意を表します。

ゴールデンウィークに入りましたが、新型コロナウイルス感染拡大の防止のために複数の都府県で緊急事態宣言が発出され、その他の地域でも自粛生活が求められています。

子ども虐待やDVの増加、自殺者、特に若者や女性の自殺の増加が統計からも分かっており、今後この傾向はより強まることが危惧されています。

様々な事情から子育て支援を必要とする家庭をはじめ、病気や障害などを抱えて暮らす方々にとって、公的な機関・施設の利用制限等もあり支援が行き届かない状況も現実化しています。

特に、普段は課題が表面化しない家庭においても、長期化するステイホームの影響やリモートワークにより、家庭そのものが社会から孤立し、親子関係・夫婦関係悪化のリスクが高まります。これらの中には、精神保健福祉士が日常的に行っている生活支援があれば避けられる課題も少なくありません。皆さまにとっても感染防止策に努めるなかで制約があるかと思いますが、どうぞ今まで以上に人びとの生活を支え、特に子どもの安全を確保することに努めてください。

本協会では連休中も「子どもと家族の相談窓口」を開設し、24時間メール相談の受け付けと、自殺防止対策として全国6拠点における「こころの健康相談統一ダイヤル」の夜間電話相談事業を行っています。

構成員の皆さまに改めてお願いいたします。日常業務において、より一層「子ども虐待防止」「子育て支援」「家族支援」の視点を意識してソーシャルワークを展開してください。

2021年5月2日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 理事会